

◎新潟県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 荒浜中田線
- 2 供用開始の区間  
刈羽郡刈羽村大字下高町字墓見道1170番2から同郡同村大字正明寺字沢田618番まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月28日